

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知の手続きについて(農地法第3条)

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。手続を怠りますと農地を移動したのいつまでも組合費が掛かることとなります。農地を売ったり買ったりした場合は、速やかに「資格得喪通知書」をご提出願います。

農地の転用について(農地法第4条・第5条)

ご自分の農地を自ら転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への申請が必要です。

決済金について

農地を転用するとき、決済金を納入してください。

田 65万円（1,000㎡当たり）

畑 16.3万円（1,000㎡当たり）

農地が転用されると、償還金や施設の維持管理費を周辺の農地が負わなければならない、少しでも組合員皆さまの負担を軽減するための措置です。農地の転用続きと一緒に納入してください。

他目的使用について

使用料金（5年分）

① 乗入れ（橋など） 1㎡当たり 7,200円／5年間

② 浄化槽排水 1人槽当たり 1,800円／5年間

③ ガス管・上下水道管 家庭引込 免除

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良区の許可が必要です。速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合も更新手続きが必要です。

なお、無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。また、広告看板は許可いたしません。

賦課内訳書の確認について

平成20年度から賦課令書と一緒に賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在ご自身がお持ちの農地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気づきの点やご不明な点等ございましたら、本部1Fの各地区事務所までお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

また、相続等の理由から組合員資格得喪通知書をご提出いただいた際も、土地改良区の方で実地調査等行い、場合によっては、必要な手続きをお願いしますので、ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

申請書ダウンロード

土地改良区への申請や届出、申込みの「申請様式」がホームページ上からダウンロードできるようになりました。いったん印刷のうえ必要事項を直接ご記入頂いても構いませんし、パソコン上で直接ご入力後印刷頂いても構いません。Excel（エクセル）形式とWord（ワード）形式、記入例もご用意しました。申請書かがみに関係図面や関係資料を添付のうえ、地元分区長から公印を押して頂き、本部1F各地区事務所へご提出願います。

ご不明な点は、土地改良区本部又は本部1Fの各地区事務所へお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

書類の提出先について

既にご承知のことと思いますが、長年皆さまから親しまれて参りました各出張所が平成28年4月1日に江南区東早通の亀田郷土地改良区本部1Fへ引っ越しました。

今までよりも遠くになったり、書類の提出が面倒になったり、何かとご不便をお掛けいたします。これからは9工区・124分区を4地区事務所支えて参りますので、どうぞお気軽にご相談、お問い合わせを頂きたくお願い申し上げます。

改めまして、これまでのご温情に心から感謝申し上げますとともに、何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

不法投棄の防止にご協力をお願いします

例年、農道或いは用排水路にさまざまな廃棄物が投棄されます。毎年6月には亀田郷一斉清掃ということで、組合員皆さまからご協力いただき清掃活動を行っておりますが、一部の心無い人によって農地を取り巻く環境が脅かされています。施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費も掛かっています。

不法投棄は立派な犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や土地改良区本部、各地区事務所へご一報ください。

なお、これは昨年一年間における不法投棄の一例です。



亀田郷土地改良区だより第120号記事のお詫びと訂正

亀田郷土地改良区だより第120号で掲載しました「平成28年度より消費税の取り扱いを外税に変更します」に右記の誤りがありました。

訂正してお詫びを申し上げます。

使用種類		単位	現在の料金	
			誤	正
橋梁及び暗渠類	木橋、鉄板、コンクリート橋	永久施設	1ヶ月 120円/㎡	1ヶ月 120円/㎡
排水	工場排水	1㎡当たり	5円 (1ヶ月)	5円 (1ヶ月)